

役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大原野児童福祉会(以下「この法人」という。)の定款の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。

(報酬等の支給)

第3条 役員は、無報酬とする。

(公表)

第4条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第9条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。